

第22回福井家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成26年6月20日（金）午後1時30分から午後4時10分まで

2 開催場所

福井家庭裁判所第1会議室及び第2会議室（3階）

3 出席者

(1) 委員

高部眞規子委員長，入子光臣委員，岡本貴幸委員，小谷敬子委員，海道宏実委員，永松真委員，廣部和夫委員，淵本幸嗣委員，村上美恵子委員，山本裕美委員（五十音順，以上10人出席）

※欠席 酒井美樹男委員

(2) 事務担当者

大村裁判官，秋元事務局長，大森首席家裁調査官，坂本首席書記官，勝田次席家裁調査官，石橋事務局次長，海住総務課長，高瀬主任書記官，友田総務課課長補佐，古澤庶務係長

4 議事

(1) 委員長互選

(2) 委員長挨拶

(3) 家事調停の説明及び実情紹介

(4) 家事調停の疑似体験及び解説

(5) 意見交換

5 意見交換要旨

別紙のとおり

6 次回開催期日及び意見交換のテーマ

平成26年12月8日（月）午後1時30分から

「裁判所の防災対策について」

(別紙)

意見交換の要旨 (案)

(○:委員, ◎:委員長, □:事務担当者)

- : 家事調停を疑似体験してみて, 当事者を番号で呼ぶなどプライバシーに配慮されており, また, 事案によって当事者を同席させないなどの配慮をしているのはよいことだと思う。
- : 病院では番号で呼ぶところが増えてきているが, お年寄りからは番号を覚えていることができず, 名前と呼んでほしいと言われることもあり, 一律に番号で呼ぶのではなく, 名前と呼ぶ方がよい場合もあると思う。
- : 家事事件手続法施行以前は, 相手方は, 調停当日まで申立人が何を求めて調停を申し立てたのか分からず, 調停当日に調停委員から申立ての内容を聞いて初めて知るとというのが実情であった。
- 施行後は, 相手方に事前に申立書が郵送されるので, 申立ての内容をあらかじめ知ることができるようになり, 場合によっては事前に法律相談を受けることもできるなど, 安心して第1回調停期日に臨めるようになった。
- 当事者の同席については, 感情の対立などがあり双方同席できる事例が多くないのが実情であり, 事案によって双方同席とするかどうかを使い分けしていく必要はあると感じる。
- ◎: 調停の相手方に送付される書類を御覧になって, 相手方の立場から十分な情報が得られると思うか。
- : 当事者の間には, 申立てに至るまでに何かしらのやりとりがあると思うので, 相手方にとっては申立てられた内容については送付された書面で十分, 分かると思う。
- : 申立時に提出してもらった「子の状況等についての事情説明書」の「子供に対して離婚等について説明したことがあるか」という設問については, 子供の年齢(例えば五, 六歳)によっては子供に対して離婚等について説明するのは難しく, 子供の意思などについて記入することは難しいのではないか。

- ： 裁判所では、できるだけ子供の意見を把握するように努めているが、直接子供の意見を確認するだけではなく、五、六歳の子供については、父母の話を聞いて子供と父母の関係を推測し、子供の意思を把握するようにもしている。
- ： 「事情説明書」には、「開示されることがある。」と記載されているが、誰に開示するのか不安を感じた。
- ： 事情説明書を含め、提出された資料は記録の一部となる。調停においては、原則、相手から閲覧・謄写の申請があった場合、裁判官がその許否を判断する。当事者としては、相手が何を言っているのかを明らかにしてもらう必要性が高く、また、相手の言い分を正しく知ることは、手続の透明性を確保することに資するものだと思われる。
- ： 「開示の許否」を裁判官が判断する旨を記載しておいてもらえると分かりやすいと思う。
- ◎： 相手方に事前に送付する「提出された書面の取扱いについて」の書面の記載内容について、裁判所として検討していきたい。
- ： 当事者双方が同席し、その日の調停の内容を確認して作成する「調停ダイジェスト」の記載の仕方について、迷った末に回答したにもかかわらず「おおむね合意」と表示されることに違和感がある。当事者は、調停の場に行くと「イエス」と言わないといけない気分になって、その場の雰囲気流されてしまいそうだと感じた。
- ： 第2回期日を疑似体験したが、「調停ダイジェスト」を見せてもらったため、前回のイメージがつかめてよかった。

ただ、「調停ダイジェスト」をもう少し詳しく書くと当事者も前回の事項を思い出しやすいと思う。
- ： 「調停ダイジェスト」は当事者が理解しやすいよう、調停内容を抽出して簡潔に記載してあり、当事者説明用以外のページに詳細が記載されることになる。
- ◎： 「調停ダイジェスト」の記載内容、当事者への説明の仕方等は今後も工夫していきたい。

- ：「家事調停のしおり」という書面を利用しながら手続の説明をする場面を見せてもらったが、初めて調停を利用する人にとっても分かりやすいのではないかと感じた。他方で、次回期日は1か月から1か月半くらい先になるということだが、期間が長く、その間に考えが変わることもあると思う。休日に期日を入れてもらえないものか。
- ◎： 調停には多くの職種が関与しており、調停委員を含めた多くの職員が休日に執務する必要があるため、休日に調停期日を入れるのは難しいのが実情である。
- また、次回期日は事案によって早く設定するものもあれば、じっくり考えてほしいという件については期間を長くとるものもある。
- ： 今回疑似体験をしたケースの概要を読んでいると、子供にとって最善の環境を作っていくために、子育ての負担、仕事との両立及び子供の将来の環境を考えていくことが、調停だけでなく地域の大人として必要だと改めて感じた。
- ： 「未成年のお子さんがいらっしゃる方へ」の書面は読みやすかったが、1枚に収まるとよりよいと感じた。また、「申立人」、「相手方」の文言が出てくると、申立人は誰か、相手方は誰かというのを一回一回考えなければならないので、書きぶりを工夫するとよいのではないかと思う。
- ： 仕事上、相談に来た人に裁判所を紹介すると、「時間がかかるからいやだ。」と言う人と、早速、裁判所に向かう人と半々である。相談者の多くは短期間で解決したいという思いがあるように感じる。
- ： 調停を疑似体験したが、どの場面も分かりやすかった。説明も「調停のしおり」を指でなぞりながら、申立人及び相手方が理解できているか確認しながら進めていくことが大事だと思う。
- ： これから大人になっていく中学生、高校生にも調停の手続やその有用性を広報する必要があると感じた。